

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会等の名称 蘇原北自治会連合会、蘇原南自治会連合会
- 2 日 時 令和7年9月4日（木）19時00分～20時30分
- 3 場 所 蘇原コミュニティセンター 集会室
- 4 出席者 自治会長等 42名
市長・まちづくり推進課長ほか
- 5 内 容
 - ① 連合会長あいさつ
 - ② 市長あいさつ
 - ③ 提言による懇談
 - ④ 市政の説明（市長）
 - ⑤ 連合会長まとめのことは
 - ⑥ 市長まとめのことは
- 6 提 言
 - （1）市役所本庁舎の窓口のクリアパネル撤去について
 - （2）結ネットへの身近な話題の掲載について
 - （3）防災のための災害シミュレーション
 - （4）通学・通勤路の側道の点検と整備

提言（1） 市役所本庁舎の窓口のクリアパネル撤去について

<六軒中第2自治会長>

私の提言は、「市役所本庁舎窓口のクリアパネルの撤去について」です。

市役所の窓口にはクリアパネルが設置してありますが、「まちづくり推進課」や「河川公園課」に書類を持っていくことがあり、このパネルがあることによって市役所の職員の方と市民との間に何かしらの閉塞感を覚えます。下部は10センチほどしか開いておらず、書類の提出のときに非常に提出しづらいと感じました。

設置の趣旨としては、コロナの飛散拡大防止のためであったとの認識ですが、あれから数年が経ち、現在は必要ないのではと思っております。

また、以前蘇原地区の会議の中で、「ある企業の名前が入っている」というお話がありましたので、撤去は容易ではないのでは、といった思いもあるところです。

しかしながら、あのクリアパネルを、試験的でもよいので何か月間でも外してもらい、様子が変わればよいかと思いますので、ご考慮いただきたく、よろしくお願いします。

<市長>

この度は貴重なご提言を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、市役所窓口におけるクリアパネル等のパーティションに関し、設置の経緯と現状についてご説明申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置された国の対策本部から、令和2年3月に発出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、市役所窓口及び執務室内にパーティションを順次設置するなど、飛沫感染リスクの低減に努めてまいりました。

その後、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことに伴い、国の感染対策は、「法律に基づいた行政の要請・関与」から「個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とするもの」へと転換されたことから、市民サービスの質の維持と感染対策の両立を図るため、執務室内のパーティションについては撤去するとともに、各課の窓口については、状況に応じて柔軟に対応することとしました。

現在は、企画政策課や財政課、人事課など、主に内部管理を行う部署や、教育委員会事務局などの窓口ではパーティションを撤去している一方で、不特定多数の市民が多く来庁する部署においては設置を継続しています。設置を継続している理由としては、依然として各種感染症への感染を懸念される市民がいることや、高齢者や障がいをお持ちの方など、重症化リスクの高い方々にとって、接近した会話を避けることが感染防止対策として有効であるとされていること等が挙げられます。

なお、窓口にはパーティションを設置している部署においても、相手の気持ちに寄り添った相談が求められる状況等にあっては、パーティションを挟んだ窓口ではなく、相談室等で状況に応じた対応を行っています。

しかしながら、この度、「市役所窓口におけるクリアパネル等パーティション設置に関し、閉塞感や資料提出時にご不便を感じていらっしゃる」とのご意見をいただきましたので、不特定多数の市民が来庁される本庁舎1階及び2階を除く窓口のパーティションについて、原則取り外す方針で進めてまいります。

引き続き、市民の皆様にとって、より利用しやすい市役所となるよう努めてまいりますので、今後ともご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、企業名が入っているというお話がありましたが、その時期は、なかなかクリアパネルも手に入らない状況のなか、市内の企業から本当に多くのパーティションをご寄付いただきました。

金額にしても数百万円分ということで、現在も活用させていただいておりますが、その企業の方に確認をさせていただいたところ、市に寄付をさせていただいたものであるので、そして現在の状況から市で判断していただければ、といったお言葉もいただいております。

先ほど申し上げましたように、不特定多数の方がお越しになられる窓口を除いては、撤去する方向で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

提言（2） 結ネットへの身近な話題の掲載について

＜蘇原自治会連合会長＞

「結ネット」というのは自治会長の皆さんもご存知だと思いますが、市から様々な情報がデジタル形式でスマホに届くもので、広報紙なども送信されてくるという状況であります。

提言ですが、各自治会における住民交流会の清掃活動・子供会行事などの身近な話題を「結ネット」に掲載できるようにして、自治会の中の繋がりを増幅していくようにしたい。

自治会における「結ネット」の活用を行うために、仕組みやルール作りが非常に重要であるということで、これをお願いしたいという提言でございます。

理由としては、「結ネット」はデジタル化の中で自治会活動でも大いに役立つことが期待されております。現在、試行という段階で、幾つかの自治会では使っておられます。そうすると色々なやり取りが、自治会長と班長のやり取りや、自治会への色々なものの配布というものも全部デジタルで行われます。

自治会の中の身近な話題、例えば、運動会や掃除の様子、周りでの身近な話題など、自治会の内部でも共有できるようにして役に立てたらと思います。

昨年度、先進地事例として豊川市が発表され、身近な話題について、近所の誰かが出てくる、映っている、そういうものに対して沢山の興味を持って閲覧をしているとのことでした。また、豊川市の方にお聞きしたところ、身近な話題が出ると年配の方がよく見ておられるというお話でした。

自治会活動の中で住民同士の交流の活性化のために、こういうことをぜひ役立てたいと思いますが、そのためには、ルール作りを市の方で作っていただき、それを基に自治会の中で、もっと発展させていったら、もっといい自治会活動ができると思います。

<市長>

「結ネット」の活用についてご提言をいただき、誠にありがとうございます。

自治会活動のデジタル化に関する取組につきましては、自治会長アンケートや自治会まちづくりミーティング等でのご提言など、その推進を求める声が多く寄せられていたことから、今年の1月より、市と自治会長、あるいは自治会内の情報共有の効率化・迅速化、地域防災力の強化を推進するため、電子回覧板など自治会活動に特化した機能を有し、災害時には安否確認にも使用できる「結ネット」を試験導入いたしました。

自治会内の活用としましては、現在、申請をいただいた9団体（20の単位自治会）がモデル自治会として実施しており、この「結ネット」において自治会内での情報発信等を行っていただいております。

今回のご提言にありましたように、アプリを自治会の中でつながりづくりのきっかけとしていただくためには、地域に密着した情報を発信し、自治会員の皆さんに関心を持っていただくことが重要であると考えます。

現在アプリをご活用いただいているモデル自治会においては、夏祭りや清掃活動など行事のお知らせや、ごみステーションの当番表などの掲載、身近で起きた交通事故や空き巣事件の情報発信による注意喚起等が行われています。

また、清掃活動や行事が行われた後には、行事の写真が共有され、参加者へのお礼の言葉が传えられるなど、情報共有やコミュニケーションツールの一つとして有効に活用されていると伺っています。

結ネットを利用している自治会員からは、「地元の情報をリアルタイムで得られるのはとても良いと思った。」といったご意見や、「ゴミ収集ステーションの場所が変わり、写真付きで引越しの様子や、いつから利用出来るのかを知ることができ、非常に便利でわかりやすかった」、「自治会内で自動車同士の事故があり、それを自治会員がお知らせと事故の注意喚起を結ネットで掲示していた。遠目に現場を見て気になっていたのに、結ネットを通じて知ることができ良かった。」などといったご意見をいただいております。

現在は試験導入の段階であり、本格稼働への移行については、本日のご提言も含め、モデル自治会での利用状況や自治会員の皆様などのご意見をお伺いしながら、自治会連合会とも協議の上、判断してまいりたいと思います。

今後、本格稼働に移行することになった場合には、市広報紙への特集記事の掲載等により、自治会長・自治会員の皆様に対しアプリの機能や有効性を紹介することで、理解を深める活動を進めていくほか、アプリの運用管理規約の雛形の提供や、自治会内でアプリの登録作業を行われる際には、できる限り地域に出向くなど、自治会のアプリ運用に対するサポート等につきましても実施してまいりたいと考えていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

<蘇原自治会連合会長>

自治会活動に対するデジタル化の取組は、これからの自治会の会員数の減少に対する一つの有効な手段ではないかと思っています。

自治会員になることによって行事に参加ができること、そうしたことで自治会員が増えてくる、維持していくといったことに繋がるのではないかと考えています。どうぞ、よろしくお願いいたします。

提言(3) 防災のための災害シミュレーション

<蘇原自治会連合会長>

防災のための災害シミュレーションということで提言をさせていただきます。これも、先ほどに引き続き、デジタル化というものについて、もっと活用できる方法の一つかと思っています。

市の防災に関する情報というのは、基本的に紙ベースで伝えられて、これを基にして防災訓練が行われています。

これをデジタル化や、動画化してネット上で少し体験ができるようにできないか、例えば、デジタル機能を活用して災害時の動き方や避難の動線、避難所での生活の様子を疑似体験できるようにしては、という提言であります。動画化や可視化することにより、防災訓練への参加者を増やすことや、防災訓練に対する意識を啓蒙していくことができると思った次第です。

防災のための準備活動というのは、自治会の一つの大きな存在であり、大きな目的の一つだと思います。

自助共助の部分を自治会が担っているわけで、非常に重要なことですが、幸いなことに各務原市は大きな災害が比較的少ないことから、関心があまり高くない自治会もあると思います。

先日、自治会連合会の視察研修で、ある都市の防災センターに行った際、様々な防災のグッズを見せていただきました。防災トイレですが、大抵は簡易トイレの中で用を足した後に、凝固剤を入れてまとめて捨てますが、用を足して凝固剤を入れて電気（熱線）で蓋をしてしまうトイレもあるとのことでした。非常に衛生的で便利で良いかなと思い、帰ってから、すぐ購入しましたが、こういった紹介もすぐ出来るということで、まさにデジタルの機能を活用し、皆さんの関心を高めていくということができないだろうかという提言です。

<市長>

近年、毎年のように全国各地で、地震や風水害など大規模な自然災害が頻発しており、近い将来、発生が危惧されている南海トラフ地震では、本市においても大きな被害が発生することが予測されています。

先ほど災害時に比較的強いというお話をいただきましたが、以前、台風大雨のときには、一度は高齢者の避難指示、そしてもう1回は、さらにフェーズを上げたところの避難指示を出させていただいております。木曽川沿川や新境川の付近ということで、野次馬で現地に見に行かれてしまう方もいらっしゃいました。これが第2次被害に繋がっていくということです、皆様方におかれましても、その後の災害被害に繋がってしまう可能性もありますので、自宅、あるいは避難所の方に避難をしていただくようご認識だけいただければと思います。

そして、先ほど南海トラフというキーワードを出させていただきましたが、岐阜県の調査によりますと、午前5時に発生、最大震度6弱の場合、建物被害が全壊約3000棟、半壊約8000棟、そして人的被害が死者40名、負傷者約900名、重傷者も約70名、要救助者につきましては約160名、と想定されております。

そして、避難者数といたしましては、1万4487人、帰宅困難者が約1000名、上水道の断水率が約50%、下水道の支障率は約5%、電力の停電率につきましては約90%、被災直後の割合ですが、電話回線の不通率につきましても電力と同じ約90%、都市ガスの停止率は約30%、といった想定が出ています。

各務原市におきましては、大きな防災備蓄倉庫が航空自衛隊岐阜基地の東側に設置しており、こちらには約1万6000名分の1日分の避難物資を備蓄しております。

新総合体育館、総合運動防災公園の方にも大きな備蓄倉庫を建設いたします。現在設置している防災倉庫を100%としますと、80%ぐらいになり、この二つを合わせて概ね3万人ぐらいの防災備蓄品が管理できます。また、その後には様々な応援をいただける状況が整うことが想定されており、市民の皆さんには安心して避難をしていただけるような環境を作っているところであります。

このような中、昨年のお正月、皆さんも一番記憶に新しいかと思いますが、能登半島地震が発生してしまいました。石川県を中心に甚大な被害をもたらしましたが、この能登半島地震のすぐ後には、市内薬局やスーパーでのペットボトルの水が完売してしまうなどの状況もあったため、実際にこのような災害が発生した場合市民の皆さんも関心が高くなり、防災への意識を維持していただくのは重要なことと思っております。

そして同じ年の8月には、日向灘を震源とする地震が発生し、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、市民の皆様には日頃からの地震に対する備えの再確認などを行っていただくよう、改めて呼びかけを行いました。

自然災害の発生を未然に防ぐことは出来ませんが、日頃から災害に備えておくこと、どのように行動するべきかを知っておくことで、発災時の被害を減らすことにつながります。

本市では、指定避難所の場所や避難方法などを分かりやすく掲載した「防災ハンドブック」や、河川が氾濫した場合の浸水想定区域を示す「洪水ハザードマップ」、土砂災害により危険が生じるおそれのある区域を示した「土砂災害ハザードマップ」を作成し全世帯に配布するとともに、防災訓練や出前講座などを通じて、市民の皆様には防災意識を高めていただくための啓発活動を実施しています。

「防災ハンドブック」には、普段から準備しておくべき備蓄品や防災用品についても、保管場所や点検日等を書き込めるようリストの掲載をしております。

また、大雨により下水道や水路などの排水能力を超えて雨水があふれだし、内水による浸水被害が発生した場合に想定される浸水の範囲や深さなどを示した「内水ハザードマップ」を新たに作成し、今年7月に市公式ウェブサイトにて公表したところです。

さて、ご提言いただきました、「防災のための災害シミュレーション」につきましては、災害時の動き方や避難所等の疑似体験ができること、各家庭で備えておくべき備蓄品の紹介といった防災情報を、動画としてインターネットを通じて発信することができるため、災害時の的確な避難行動などを促す上で非常に有用なものと考えています。

動画の活用は、文字や静止画では分かりにくい情報を、分かりやすく伝えることができることから、現在、本市では、出前講座や自主防災訓練の際に、防災啓発用のDVDを活用しています。このDVDは、著作権の関係上、市がインターネットで配信できるものではありませんが、今回いただいたご提言にありますような「避難生活の心構え」や「災害に備えた点検」、「水害から命を守る備えと避難行動」など、様々な内容のものを準備しております。自治会での防災訓練などにおいてご活用いただけるよう貸し出しもしておりますので、防災対策課までご連絡いただければと思います。

また、岐阜県では、YouTube チャンネル「災害から命を守る岐阜県民運動公式チャンネル」を公開しており、いつでもだれでも無料で視聴することができます。

このチャンネルでは、50本を超える動画が公開されており、岐阜大学の教授や著名人が、日頃からの備えや災害時に取るべき行動などを分かりやすく解説しており、学校や地域の防災訓練にも活用できるものとなっています。そのため、まずは県が作成したこれらの動画を有効に活用していくことが重要であると考えています。本日は、せっかくの機会ですので、このチャンネルのうち、「岐阜県広域防災センターで災害をリアルに感じよ」の動画を、皆さんにもご覧いただきたいと思います。

（動画を視聴）

ただいまご覧いただいた動画のほかにも、「いつでも平常心。災害用備蓄品の心得」や「親子で学ぶ防災・減災」、「作ってみよう！災害避難カード」など、数多くの動画が公開されています。

今後は、これまでのDVDによる啓発活動に加え、これらの動画についても出前講座等で活用していくほか、市公式ウェブサイトにて、このチャンネルの紹介ページを作成してまいりたいと考えています。そのほか、市公式LINE やX（旧 Twitter）、市情報メール、結ネットなどでも紹介することで、多くの方にご視聴いただき、日頃からの備えにつなげていただけるよう、周知・啓発に努めてまいります。

また、今回、災害時の対応について、「結ネット」などのデジタル機能を活用することについてもご提言いただきましたが、「結ネット」には、「災害モード」の機能があり、地震等有事の際には、「災害モード」に切り替えることで、避難を促したり安否確認を行ったりすることができます。

そこで、先日8月31日に、結ネットの取組の成果やモデル自治会による事例発表を行う「中間報告会」を開催した際に、安否確認機能を体験する「災害モード」での訓練を実施いたしました。会長にもご参加いただいたとのことで、ありがとうございます。

参加された方々からは、「安否確認が、『至急支援希望』『連絡希望』『無事』の3択であるため、回答が容易にできた。」「緊急性の高い方が明確になり、地域の中での速やかな支援に繋がると感じた。」などといった意見をいただいたと報告を受けております。

「共助」の要であります自治会内におきまして、このように自治会アプリをご活用いただくことで、災害に強い地域づくりにご尽力いただけたら、市としましても大変心強く思います。

災害は「来るかもしれない」ではなく、「必ず来る」という認識のもと、行政はもちろんのこと、各自治会の皆様におかれましても、自主防災訓練や会議の場などにおいて、防災啓発動画を

視聴していただくなど、防災について話し合ってください、「自助」「共助」として、今できる備えをお願いいたします。

提言(4) 通学・通勤路の側道の点検と整備

<蘇原南自治会連合会長>

通学・通勤の側道に雑草が伸びて通りにくい場所があるため、市道全体を点検して不具合の場所については側道の再整備を実施してほしいという提言です。

理由としては、道路交通法の改正により来年から自転車の交通要領が厳格化されます。今まで警察に注意されるだけでしたが、来年度からは注意だけでは済みません。青キップや、場合によっては赤キップが切られるということになります。例えば、2人乗りをしていた場合は3000円の罰金、飲酒運転の場合は車と同じように高額の罰金となると思いますし、事故を起こせば自転車でも懲罰が課されます。

JRの蘇原駅前について、非常に綺麗に造り直していただきましたが、そこから東に、右側に線路、左側は天龍工業と川崎重工北工場がある場所ですが、白線から右側のところは路側帯で、歩行者がいなときは路側帯を自転車で走ってよいことになっています。ところが、この路側帯が綺麗に整備されておらず、土も盛り上がり、雑草も生え自転車の通行に支障がある状態です。

このような場所がほかにもあると思いますが、市内の市道の点検をしていただき、新しい道路交通法に基づいて自転車を利用しようと思ったときに、危険になってしまうということでは本末転倒ですので、幅広い立派な歩道がある場所などは、50センチぐらい控えてもらって自転車専用道路のラインを引いてもらうなど、ご検討をよろしくお願いします。

<市長>

まず初めに、近隣の自治会の皆様には、蘇原駅前広場の管理に多大なるご協力をいただき、ありがとうございます。令和6年3月に完成した蘇原駅前広場では、トイレの清掃、駐輪場の整理などの管理を行っていただいております。皆様のご協力により駅前広場は常に美しく快適な空間が保たれております。この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。

それでは、会長よりご提案いただきました、「通学・通勤路の側道の点検と整備」についてお答えします。

本市では、通学路の安全対策の1つとして、平成26年度より、「各務原市通学路交通安全プログラム」に基づき、児童・生徒が安全に通学できるように「通学路合同安全点検」を実施しております。この点検では、毎年、地元の保護者や自治会の皆様から通学路の危険箇所に関するご意見・ご要望を学校へいただいております。

これを基に、学校が休みとなる夏休み期間中に、市役所が主体となって警察や地元の皆様と一緒に現地を確認し、対応を要する箇所についてはできる限り速やかに対策を講じています。

また、「通学路合同安全点検」の他にも、皆様からいただく自治会要望や市ウェブサイトから手軽に利用できるメール、スマートフォンから道路の異常箇所を知らせる「道路破損通報フォーム」等により、市民の皆様から広く情報をいただき、対応しています。

具体的な事例としては、蘇原中学校北側の南北道路においては、多くの生徒が通学しているにもかかわらず歩道がないことから、現在、道路を拡幅して新たに歩道を整備しています。

また、名鉄六軒駅に接する南北道路「蘇原中央通り」におきましては、歩道に段差があり通行に支障があることから、令和元年より段差を解消するバリアフリー化の工事を行っており、今年度完成する予定です。

この他、市内の各地において、防護柵の設置や、横断歩道手前の赤色のカラー舗装、通学路を明示するグリーンベルトの設置など様々な安全対策を行っています。

会長ご提言の道路の側道に雑草が伸びた場所の再整備につきましては、本市では道路の交差点などで見通しが悪く危険である箇所や、通学路で安全を確保する必要がある箇所は、アスファルト舗装等による防草対策を行うことにしています。

その他の交通の支障にならない箇所については、アスファルト舗装の照り返しや雨水の流出等の自然環境を考慮して、除草を行い対処することになっています。

しかしながら、雑草は成長が早く、市でも除草は行ってまいりますが、十分な管理が出来ていない箇所もありますので、市民清掃などで皆様のご協力もいただけると大変有難く、可能な範囲でお願いできればと思います。

そして今回、事前に危険箇所としてご指摘をいただいた、蘇原駅東側の道路の南側路肩について現地を確認しましたところ、雑草が繁茂し、自転車や歩行者が通行しにくい状況でした。

この箇所は、蘇原駅前広場に隣接し通勤や通学の利用者が多いことから、今年度中にアスファルト舗装を行ってまいります。

また、来年4月から道路交通法の改正により、自転車の交通が厳格化され車道の右側通行などの行為に対し反則金が課されることとなります。

これまでの見通しが悪く危険な箇所等だけではなく、通勤や通学などで自転車や歩行者が利用される道路で、未だ舗装がなされていない箇所については、順次アスファルト舗装を進めてまいります。

今後も適切な道路の整備と維持管理に努めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

<坂井自治会長>

各務地区のおがせ街道から南の工業団地へ通じる道路の交差点に、信号機が必要であると思います。また、その交差点から北へ向かう（各務原高校方面）道路は通学路となっていますが、ダンプカーの通行があり危険と思われますが、今後の市の計画はどうなっていますか。

<道路課長>

新しくできた道路の北側のおがせ街道の交差点ですが、大変利用者が増えており信号機の設置も必要と考えております。

警察に確認しましたところ、信号機を設置するには必要な要件があり、交差点の北側につきましては、信号が赤で停止していた時に、車が右折や左折で通過する際に、車道の中で余裕をもって左右の通行ができる必要があるとのことですので、現在は道幅が狭く信号機の設置はできないと伺っています。

そこで、市では、この交差点から各務原高校へ向かって引き続き道路を拡幅し、歩道を設置してから警察へ信号機の設置を要望したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

市政の説明

「もっとみんながつながる 笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」

市政の概要、令和7年度事業について市長が説明。